

参照条文（各都道府県の迷惑行為防止条例の例）

* 令和 2 年 8 月末現在

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和 37 年 10 月 11 日東京都条例第 103 号）【東京都】

（目的）

第 1 条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もつて都民生活の平穩を保持することを目的とする。

（粗暴行為（ぐれん隊行為等）の禁止）

第 5 条 何人も、正当な理由なく、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるものをしてはならない。

一 （略）

二 次のいずれかに掲げる場所又は乗物における人の通常衣服で隠されている下着又は身体を、写真機その他の機器を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

イ 住居、便所、浴場、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいるような場所

ロ 公共の場所、公共の乗物、学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗物（イに該当するものを除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、卑わいな言動をすること。

2～4 （略）

「公共の場所」は、「道路、公園、広場、駅、空港、ふ頭、興行場その他の公共の場所（乗車券等を公衆に発売する場所を含む。）」と定義されており、「公共の乗物」は、「汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公共の乗物」と定義されている（第 2 条第 1 項）。

（罰則）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者（次項に該当する者を除く。）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下

の罰金に処する。

一 第5条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定に違反して撮影した者

二 (略)

3～6 (略)

7 常習として第2項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

8 常習として第1項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

9, 10 (略)

大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
(昭和37年12月24日大阪府条例第44号)【大阪府】

(目的)

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって府民及び滞在者の平穏な生活を保持することを目的とする。

(卑わいな行為の禁止)

第6条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、公共の場所又は公共の乗物における衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着を見、又は撮影すること。

三 みだりに、写真機等を使用して透かして見る方法により、公共の場所又は公共の乗物における衣服等で覆われている人の身体又は下着の映像を見、又は撮影すること。

四 前三号に掲げるもののほか、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。

2 何人も、みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所における当該状態にある人の姿態を撮影してはならない。

3 何人も、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、教室、事務所、タクシーその他の不特定又は多数の者が出入りし、又は利用するような場所又は乗物(公共の場所又は公共の乗物を除く。)における衣

服等で覆われている内側の人の身体又は下着を見、又は撮影してはならない。
4 何人も、第1項第2号若しくは第3号又は前二項の規定による撮影の目的で、人に写真機等を向け、又は設置してはならない。

* 「公共の場所」は、「道路、公園、広場、駅、空港、埠頭、興行場、飲食店その他の公衆が出入りすることができる場所」と定義されており、「公共の乗物」は、「汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公衆が利用することができる乗物」と定義されている（第2条第1項第2号）。

（罰則）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一 第6条第1項第2号若しくは第3号、第2項又は第3項の規定に違反して撮影した者

二 （略）

2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第6条の規定に違反した者（第15条の規定に該当する者を除く。）

2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年7月1日広島県条例第15号）【広島県】

（目的）

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もつて県民生活の平穩を保持することを目的とする。

（卑わいな行為の禁止）

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物における他人に対し、みだりに、著しく羞恥又は不安を覚えさせるような次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 着衣等の上から、又は直接他人の身体に触れること。

二 着衣等で覆われている他人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影する

こと。

三 前二号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物における他人に対し、写真機等を使用して着衣等を透かして他人の身体を見る方法により、みだりに、裸体若しくは下着の映像を見、又は裸体若しくは下着を撮影してはならない。

* 「公共の場所」は、「道路、公園、広場、駅、空港、棧橋、興行場、飲食店その他の公衆が通行し、若しくは出入りすることができる場所」と定義されており、「公共の乗物」は、「汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公衆が利用することができる乗物」と定義されている（第2条第1項）

（罰則）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第3条の規定に違反した者

二～三 （略）

2～5 （略）

6 常習として、第1項（第3号を除く。）の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

7, 8 （略）